

習志野市 健康なまちづくり条例

健康なまちとは、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、主体的に行動するとともに、いきいきと安心して幸せな生活を送ることができる地域社会のことです。

このような地域社会の中で人や地域を愛し、健康づくりを楽しみ、その活動を通して生命の大切さを知り、人生の意義を学び、幸福を実感できることは、いつの時代であっても全ての市民にとって共通の願いです。

～条例前文より～

個人の
健康づくり

地域社会
全体で健康
を支え守る

あらゆる
分野で
取り組む



全ての市民の皆さんが 生涯にわたっていきいきと安心して 幸せな生活ができる社会をめざして

平成24年12月に制定された「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」(通称：習志野市健康なまちづくり条例)を4月1日から施行します。

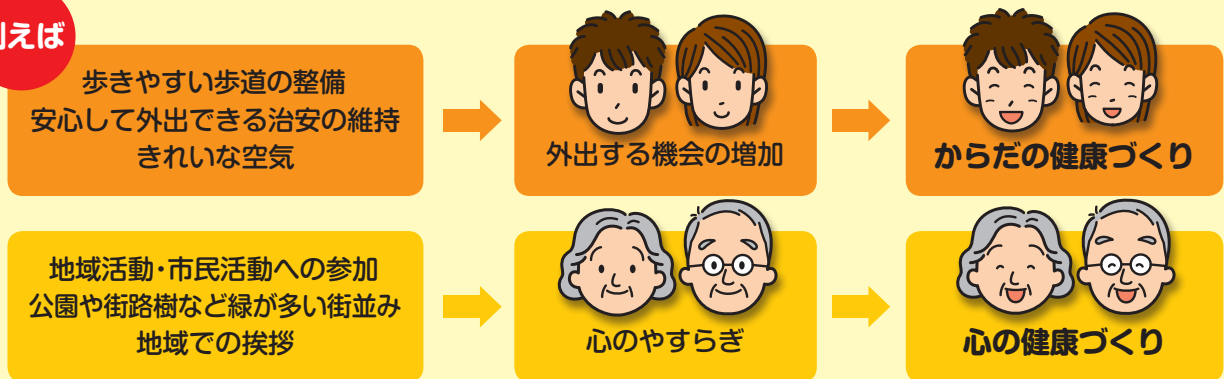
この条例は、個人の健康づくりと、個人の健康づくりを地域社会全体で支え守るために必要な社会環境の整備に、市・市民・市民活動団体・事業者および健康づくり関係者が連携・協働して取り組むことを目的として、それぞれの責務を定めた理念条例です。

ヘルスプロモーションのイメージ図



従来の健康づくりは、坂道を個人の力で登るイメージで捉えられていました。これからの健康づくりは、個人の力に加え地域社会による支援と環境の整備により、力を合わせて坂道を登るイメージで捉えています。

例えば



こういった、これまで健康づくりにつながっているとあまり意識していなかったことに注目し、地域社会で協力しながら健康なまちづくりを目指していきます。

市・市民・市民活動団体・ 事業者・健康づくり関係者の責務

条例では、市・市民・市民活動団体・事業者・健康づくり関係者が、それぞれの責務を踏まえ、健康なまちづくりの推進に努めることとしています。

市



長期計画、その他個人の健康的な生活に影響を与えるさまざまな社会環境に関係する計画を策定する際に、健康なまちづくりの推進に関する施策を盛り込み、実施します。

市民活動団体 (自治会・町会・サークルなど)

地域・文化・芸術・スポーツ活動など、自らの活動を通じたさまざまな機会を利用して、周りの人にも健康づくりを勧め、健康なまちづくりに努めましょう。

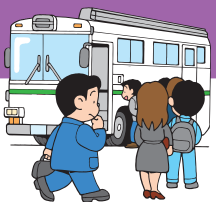


市民



- 健康的な食生活、適度な運動、休養、歯みがき習慣等の健康な生活習慣の確立など、個人の状況に応じた健康づくりに努めましょう。
- 定期的に健康診査、がん検診、歯科健診、その他の健康診断を受診し、自らの健康状態を知りましょう。
- かかりつけ医やかかりつけ歯科医に相談するなど、必要な場合は健康づくり関係者の支援を受けましょう。

事業者



従業員とその家族に配慮した定期的な健康診断、保健指導の機会の確保など、からだと心の健康づくりに関する職場環境の整備に努めましょう。

健康づくり関係者 (健康保険証発行機関・医療機関など)

保健指導、健康診断、予防接種、治療など、保健医療に関する正しい情報を提供し、誰もが公平にサービスが受けられるように努めましょう。



それぞれの責務を踏まえ、相互に連携および協働を図り、健康なまちづくりに関する施策や活動を実施するように努めましょう

健康なまちづくり条例 Q&A

Q 健康を取り巻く環境は、どうなっているの？

A 少子高齢化の進展や社会、経済情勢が変化する中で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされる健康寿命の延伸や、都市基盤・雇用環境等を要因とした健康格差の縮小、さらには医療保険制度や介護保険制度を健全に運営することが、本市のみならず我が国全体の問題、課題となっています。



Q 健康なまちづくりへのこれまでの取り組みは？

A 平成16年3月に、平成16年度から26年度までの11年間を計画期間とする、健康づくりの総合計画として『健康なまち習志野』を策定し、市民の健康を「日頃の健康づくり」、「食生活」、「心の健康」、「地域活動」、「暮らしやすさ」、「環境」と広い領域で捉え、「市民一人ひとりがいきいきと健やかに心豊かに生活すること」を目指して、市民が自ら健康づくりに取り組めるように支援するとともに、その活動を社会全体で支えていく環境の整備を図ってきました。



Q 『健康なまち習志野』計画の考え方とこれからの課題は？

A 『健康なまち習志野』計画は、ヘルスプロモーション(世界保健機関が1986年のオタワ憲章で提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、2005年のバンコク憲章で承認された『人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス』のこと【前頁ヘルスプロモーションのイメージ図参照】)の考え方を基本理念としています。しかしながら、『健康なまち習志野』第3期計画策定時の平成22年5月に実施した健康意識調査結果では、「日頃の健康づくり」や「食生活」に関する分野で、健康を意識した取り組みが市民の間に少しずつ浸透してきているものの、「心の健康」や「地域活動」の分野では、さらなる取り組みが必要であることがわかりました。



Q どうして健康なまちづくり条例が必要なの？

A 全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりを発展させ、推進していくためには、ヘルスプロモーションの考え方に基づき、市民一人ひとりが持つ健康観は多様であることを理解しながら、従来の「個人の責任、意識、努力に基づく健康的な生活習慣づくり」に加え、「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」に、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者が多分野間で連携及び協働し、取り組むことを内容とした健康なまちづくりのビジョンを、永続的にお示しすることが必要と考えたからです。

